

公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部規約

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 5 月 11 日改正
平成 29 年 5 月 6 日改正
令和 2 年 5 月 9 日改正

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本支部は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）と称し、
英文名を Tokyo Tama Section of The Japanese Alpine Club とする。

(事務所及び支部地域)

第 2 条 本支部は、事務所を東京多摩地域に置く。
2 本支部の支部地域は、主として東京多摩地域とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本支部は、公益社団法人 日本山岳会(以下「本会」という。)定款及び支部に関する
規程に基づき、本会定款第 3 条に定める活動を本会と一体として行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 登山に関する指導及び啓発並びに研究
- (2) 登山事故防止に関する指導及び研究
- (3) 支部会報その他の図書の刊行
- (4) 自然保護活動の推進
- (5) 会員相互の親睦
- (6) 目的を同じくする他の団体との連携及び協力
- (7) その他本支部の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び支部会員に準ずる者

(支部会員)

第 5 条 本支部の会員（以下「支部会員」という。）は、本会の会員であって、本支部の目的に
賛同し、本支部の定める会費（以下「支部会費」という。）を納める個人または団体とする。

(支部会員に準ずる者)

第 5 条の 2 支部会員に準ずる者は、次の通りとする。

- (1) 準会員 本会の準会員であって、本支部の目的に賛同し、本支部の定める準会員会費を納
める個人
- (2) 支部友 本会の会員であって、本会の他支部に所属し、本支部の目的に賛同し、本支部の
定める支部友会費を納める個人

(資格喪失)

第 6 条 支部会員は、本会定款第 10 条若しくは第 12 条に該当した時、その資格を失う。

(退会)

第 7 条 支部会員が本支部から退会しようとするときは、支部長に退会届を提出しなければなら
ない。

第4章 役員、評議員、事務局及び会計

(役員)

第 8 条 本支部には次の役員を置く。

- (1) 幹事は、10 名以上 15 名以内とし、うち支部長 1 名、副支部長 2 名以内、幹事長 1 名、常任幹事若干名とする。
- (2) 監事は、2 名とする。

(評議員)

第 9 条 本支部には 15 名以内の評議員を置くことができる。

(役員及び評議員の選任)

第 10 条 幹事及び監事は、本支部の会員及び準会員（以下「支部会員・準会員」という）のうちから支部総会において選出する。

- 2 支部長及び副支部長は、幹事のうちから支部総会において選出する。ただし、支部長として選出できるのは支部会員の幹事のみとする。
- 3 支部長については、選出後、本会理事会の承認を求めなければならない。
- 4 幹事長及び常任幹事は、幹事の互選によって選出する。
- 5 監事は、支部会員・準会員のうち幹事会の推薦する候補者から支部総会において選出する。
- 6 評議員は、支部会員・準会員のうち幹事会の推薦する候補者から支部総会において選出する。

(役員及び評議員の任務)

第 11 条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部の業務を総理し、本支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織して支部総会の権限に属する以外の事項を議決して執行する。
- (4) 常任幹事は、常任幹事会を構成する。
- (5) 監事は、支部の業務及び会計を監査し、支部総会に報告するほか、各種会議に出席して意見を述べることができる。
- (6) 評議員は、幹事会の諮問に応え、支部長に対し必要と認めた事項について助言する。

(役員等の任期)

第 12 条 役員等の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 13 条 本支部の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には事務局長及び事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長は、幹事のうちから、幹事会の同意を得て、支部長が委嘱する。

(会計)

第 14 条 本支部の会計事務を処理するため、会計を置く。

- 2 会計は幹事会の同意を得て、支部長が委嘱する。

第5章 支部総会

(支部総会)

第 15 条 支部総会は、支部会員をもって構成し、毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内に支部長がこれを招集する。

(臨時支部総会)

第 16 条 臨時支部総会は、支部長、幹事会または監事が必要と認めたとき、いつでもこれを招集することができる。

2 支部長は、支部会員の 5 分の 1 以上から付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(支部総会の議長)

第 17 条 支部総会の議長は支部長とし、臨時支部総会の議長は会議の都度支部会員の互選で定める。

(支部総会の招集)

第 18 条 支部総会の招集は、その開催日より 10 日以前に会議に付議する事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(支部総会の定足数及び議決)

第 19 条 支部総会は、支部会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。

2 支部総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部総会の議決事項)

第 20 条 次の各号に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) その他幹事会で必要と認めた事項

(支部総会の決議事項の報告)

第 21 条 支部総会の決議事項等は、支部会報等によって支部会員・準会員に通知する。

2 支部長は、前条記載の事項を支部総会終了後速やかに本会会長に報告しなければならない。

第6章 幹事会

(幹事会)

第 22 条 本支部規約第 11 条第 3 号に基づく幹事会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会は、支部長がこれを招集する。原則として月 1 回開催するものとする。
- (2) 幹事会の議長は、幹事長とする。
- (3) 幹事会は、幹事の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- (4) 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 評議員は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 常任幹事会

(常任幹事会)

第 23 条 常任幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、事務局長、常任幹事で構成し、支部長がこれを招集する。原則として月 1 回開催するものとし、幹事会の運営内容を検討する。

第8章 委員会

(委員会及び委員)

第 24 条 本支部規約第 4 条に基づく事業を行うため、委員会を置く。委員は委員会を構成し、委員会の運営について協議し、業務を執行する。

(委員会の設置及び運営)

第 25 条 委員会は、幹事会の議決によって設置されるものとする。

2 委員長は、幹事会において選任する。

3 委員長は、委員を選任する。

4 委員会は、原則毎月 1 回委員長がこれを招集する。

5 委員会は、幹事会から委託された事項につき協議検討する他、業務に関する重要事項を調査審議する。

6 委員長は、幹事会に出席し、委員会の報告、協議及び提案等を行うことができる。

(委員長及び委員の任期)

第 26 条 委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第9章 会計

(費用及び本会への報告)

第 27 条 本支部の事業遂行に要する費用は、支部会費、本会からの運営交付金及び事業補助金(以下「本会からの交付金等」という。)、補助金、助成金及び寄付金並びに事業に伴う収入及び資産から生じる運用益を以って充当する。

2 本会からの交付金等に関する事業計画(案)及び収支予算(案)については、幹事会の承認を経て本会会長に報告する。

3 第 1 項の会計処理において、本会からの交付金等、補助金、助成金及び寄付金等については、本会と一体的な会計処理を行うものとする。

4 支部長は、前項記載の内容を毎会計年度終了後 1 月以内に、幹事会の承認を経て本会会長に報告しなければならない。

5 第 1 項の会計処理において、事業の遂行上必要とする場合には、一般会計とは別に、特別会計または基金を設けて処理することができる。

(支部会費)

第 28 条 支部会費は、年額 2,000 円とし、毎年 6 月末日までに納めなければならない。

2 既納の支部会費及びその他諸納金については返還しない。

(会計年度)

第 29 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第10章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 30 条 本規約は、支部総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決によって変更することができる。

(任意解散)

第 31 条 本支部は、支部総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意により解散することができる。

(本会理事会の審議による解散)

第 32 条 本支部は、本会支部に関する規程第 15 条の規程により解散する場合がある。

第11章 補則

(重要事項の変更)

第 33 条 本支部の名称及び支部地域の変更等重要事項の変更については、本会理事会の承認を得なければならない。

(施行細則)

第 34 条 この規約についての細則は、幹事会及び総会の議決を経て別に定める。

附則

1. この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規約は、令和 2 年 5 月 9 日に改正し、令和 2 年 5 月 9 日から施行する。